

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月29日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地  
株式会社NTT ドコモ・フィナンシャルグループ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
  - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
  - (2) 固定資産税
  - (3) 軽自動車税
  - (4) 国民健康保険税
  - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
  - (6) 介護保険料（普通徴収）
  - (7) 私立保育所保護者負担金
  - (8) 公立保育所保護者負担金
  - (9) 延長保育利用収入
  - (10) 市営住宅使用料
  - (11) 市営住宅駐車場使用料
  - (12) 特定公共賃貸住宅使用料
- 3 変更事項  
吸収分割により、対象事業を株式会社NTTドコモから株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループへ承継
- 4 指定公金事務取扱者に指定する期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで